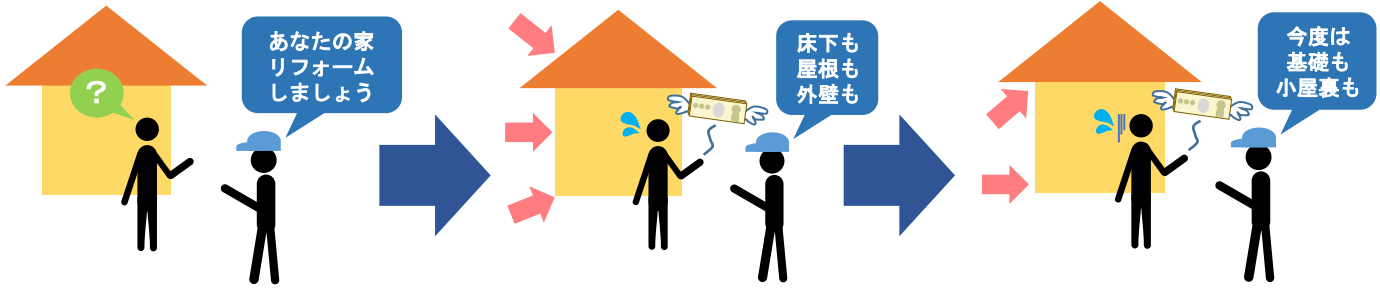


# 悪質な住宅リフォームの

訪 問 販 売 に御注意ください



- 🏠 自宅を訪れた悪質な事業者から、実際には必要のないリフォーム工事の勧誘を受けて工事をした結果、高額な支払を求められるといった被害があります
- 🏠 短期間に次々と必要のない工事を契約させる手口にも注意しましょう

## 被害に遭わないための注意ポイント

1 リフォームの勧誘を受けた場合は、その場で即決しない！

➡ 工事をする場合、必ず複数の事業者から見積りを取り、工事前後の写真等の記録を事業者からもらいましょう

2 しつこく勧誘される場合には、きっぱり断る！

➡ 断った消費者に再度しつこく自宅で勧誘することは禁止されています

3 対応に困ったら、一人で悩まず相談を！

- ➡ 自宅を訪問した事業者からリフォームの勧誘を受けた場合、契約しても、8日以内であればクーリング・オフができます
- ➡ 短期間に訪問して次々と不要な工事を販売されたときには、1年以内は契約の解除を行うことができます

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

- ※ 身近な消費生活相談窓口につながります。
- ※ 受付時間は各相談窓口により異なります。

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤン



公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

■住まいるダイヤル® ☎0570-016-100 又は ☎03-3556-5147

※ 受付時間は10:00~17:00 (土、日、祝休日及び年末年始を除く)